

後発医薬品使用促進事業計画

【背景】

図表 1：後発医薬品の使用状況

	令和1年9月	令和2年3月	令和2年9月	令和3年3月	令和3年9月	令和4年3月	令和4年9月
小美玉市	73.8%	75.9%	77.0%	78.6%	78.7%	78.5%	78.8%
県	75.8%	78.2%	79.2%	80.0%	79.8%	80.0%	80.6%

【出典】厚生労働省 保険者別の後発医薬品の使用割合

【実施期間】

令和6年4月1日～令和12年3月31日

【取組】

① 社会環境・体制整備のための取組内容

事業タイトル	事業目標	事業概要							事業評価
ジェネリック医薬品差額通知事業	ジェネリック医薬品の使用割合を80%まで高める。	ジェネリック医薬品への切り替えによる経済的な利益を周知し、利用の促進、医療費の節約を促進する。							
ストラクチャー		プロセス							
レセプト情報を元に国保連合会に通知書の作成を委託し、納品後に発送する。		ジェネリック医療費利用差額通知を年3回送付する。							
アウトプット									
評価指標	開始時		平成 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	指標 評価
通知回数	3回	目標値	3回	3回	3回	3回	3回	3回	
		実績値							
アウトカム									
評価指標	開始時		平成 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	指標 評価
使用割合	78.8%	目標値	79.0%	79.0%	79.0%	79.0%	79.0%	80.00%	
		実績値						—	
課題・阻害要因			方針						
被保険者に対する啓発活動や正確な情報提供が必要である。また、後発医薬品等の製造業者における信頼回復が進まないなどの課題が挙げられる。			患者がジェネリック医薬品を選択する際に、その利点や価格差について最新かつ正確な情報を提供することで、医療費の削減や医療保険財政の改善に寄与する。						